

ID: 140-1

担当部署: 町民生活課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成20年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (保険料の督促手数料及び延滞金)</p> <p>第5条 保険料の督促手数料及び延滞金については、村田町町税条例(昭和31年村田町条例第4号)の例による。</p>			
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>税務課 町民生活課</p>		
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日